

全ての航空機装備品・部品について 認定事業場の確認が必要となります

航空機に装備する装備品・部品を製造、修理又は改造をする装備品メーカーや修理事業者は、航空法に基づく事業場の認定が必要です。

航空法改正の概要

現行

- ・ 発動機、プロペラ等の重要装備品について、国土交通省が1点毎に検査し予備品証明を実施
- ・ 国土交通省(又は外国当局)の認定を受けた装備品メーカー等が安全性を確認した装備品は、予備品証明を受けたものとみなす

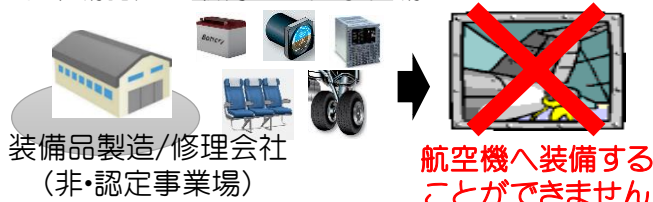
予備品証明制度を廃止し、航空機に装備する全ての装備品・部品について、国土交通省(又は外国当局)の認定を受けた装備品メーカー等(認定事業場)が安全性を確認する制度へ一本化(認定事業場による確認の義務づけ)

!!この改正は、2022年6月(予定)から施行されます!!

関係者の皆様へ

- ・ **航空機の使用**者は、重要装備品に限らず、航空機に装備する**全ての装備品・部品**について、国の認定を取得した事業場(認定事業場)が基準適合性の確認をした装備品等(**装備品基準適合証が添付されているもの**)でなければ、航空機に装備できなくなります。
- ・ 従来、予備品証明の「みなし」としていた、外国当局による証明書(**輸出耐空証明書**)や日本と**相互承認協定を有する国が認定した事業場が発行した基準適合証**は、**改正後も引き続き有効**です(我が国の認定は不要)。
- ・ **航空機の装備品・部品を製造、修理又は改造をする事業者**は、航空法第20条第1項の規定に基づく**事業場認定を取得することが必要**です。

事業場認定を取得していない場合



事業場認定を取得した場合



【お問い合わせ先】

航空法改正の概要や事業場認定の取得に関する質問・相談等は、下記へお問い合わせください。

国土交通省 航空局 安全部 航空機安全課 航空機技術基準企画室

Email: hqt-g_CAB_GIJ_KKA@ml.mlit.go.jp

Tel: 03-5253-8735 FAX: 03-5253-1661